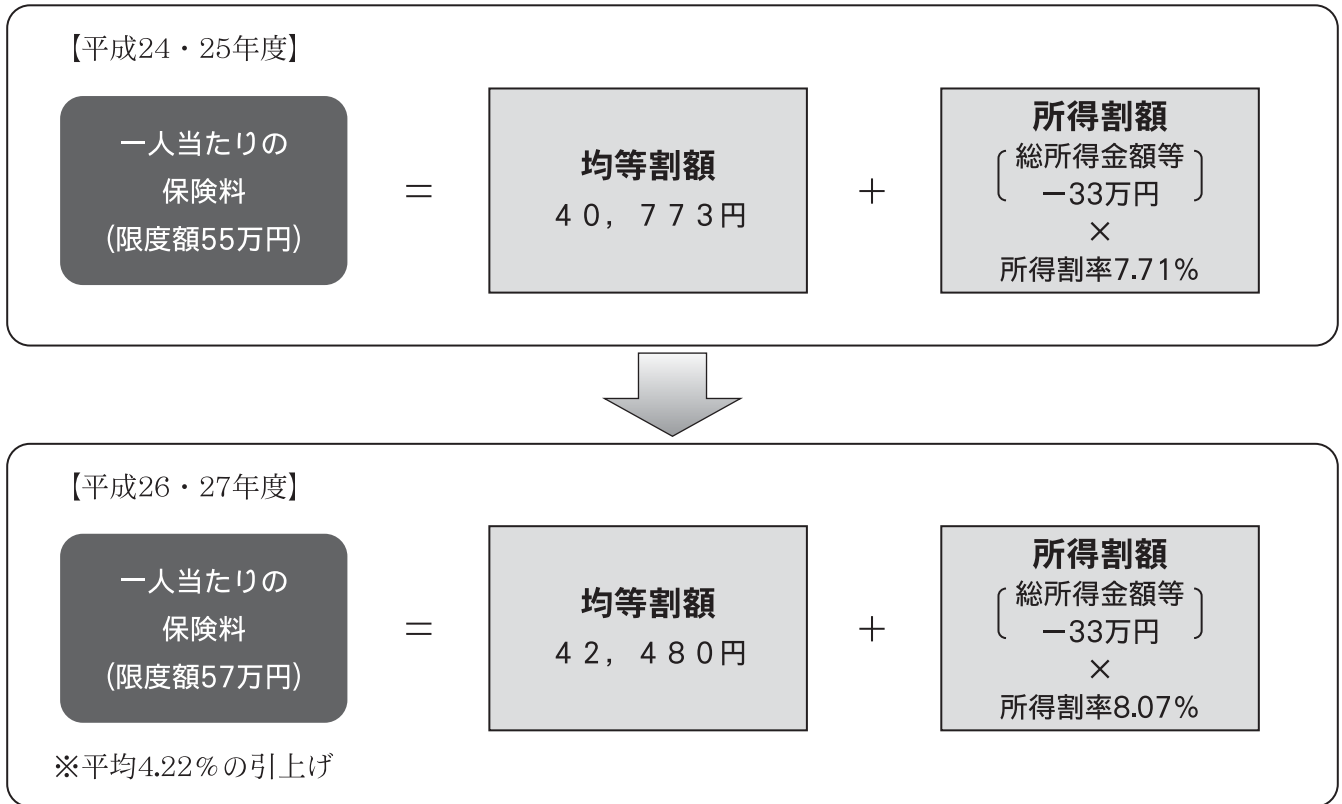


後期高齢者医療保険料が改定されました

後期高齢者医療制度におきましては、2年毎に保険料の見直しが行われています（鳥取県内均一）。平成26年度はその改定の時期となっており、2月に開催されました鳥取県後期高齢者医療広域連合議会で下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

被保険者の増加や医療の高度化に伴う医療費総額が年々増大していることから、この度の改定では被保険者のみなさまに保険料の増額をお願いするものとなっています。

保険料の見直しに際しては、基金より約12億円を繰り入れて値上げ幅の圧縮を行い、被保険者の皆様の負担軽減を図っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。



☆年額保険料の計算例（75歳以上の夫婦二人の世帯）

夫(世帯主)：年金収入 212万円 (所得92万円)

妻：年金収入 79万円 (所得 0円) の場合の保険料

夫(世帯主)の保険料

所得割額①：(92万円-33万円) × 8.07% = 47,613円 (1円未満切捨)

均等割額②：42,480円 - (42,480円 × 50%) = 21,240円 (5割軽減該当)

①+②：47,613円 + 21,240円 = 68,853円

100円未満切捨により **保険料額(年額) 68,800円**

妻の保険料

所得割額①：0円

均等割額②：42,480円 - (42,480円 × 50%) = 21,240円 (5割軽減該当)

①+②：0円 + 21,240円 = 21,240円

100円未満切捨により **保険料額(年額) 21,200円**

【問い合わせ先】町民生活課(法勝寺庁舎内) ☎66-3114